

教 職 第 1466－2 号

平成 29 年 3 月 10 日

各市町村立小・中・特別支援学校長
川口市立県陽高等学校長（定時制課程） } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
（公印省略）

扶養手当に係る給与報告について（通知）

日頃から給与の適正な支給について格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 3 月 10 日付け教職第 1465 号で通知したとおり平成 29 年 4 月 1 日から扶養手当の額が改定されますが、このことに伴う給与報告の方法については、下記により事務処理願います。

記

1 小中学校県費事務システムにおける変更点

平成 29 年 4 月給与報告（平成 29 年 3 月 29 日から入力開始）から、給与修正報告 1，4 の扶養手当欄で「二人まで」を「父母等」に、「その他」を「子」に名称を変更します。また、配偶者欄のプルダウンメニューを「0 支給しない」、「1 支給する（10,000 円）」、「X 支給しない（配偶者いない 1 人目）」、「Y 支給しない（配偶者いる 1 人目）」とします。画面イメージは別紙 1 を参照してください。

2 入力方法等について

所属長が認定した内容を基に扶養手当欄の全ての項目を入力してください。

なお、扶養手当を受給する全職員が報告対象となります。詳しい入力方法は別紙 2 を参照してください。

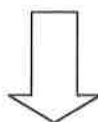
担当 給与支給・システム管理担当

※お問い合わせは、所轄の教育事務所へお願いします。

別紙 1

(旧画面)

給与修正報告1、4（給与基本報告2）					
所属所コード *					
職員番号 *					
支給開始年月日		支給終了年月日			
年 月 日		年 月 日			
*支給開始年月日は、遡及する場合のみ入力する					
扶養手当			住居手当		
配偶者	二人まで	その他	特定期間にある子	区分	家賃額
0 支給しない 1 支給する(13,000円) X 支給しない(1人目11,000円) Y 支給しない(1人目6,500円)					



(新画面)

給与修正報告1、4（給与基本報告2）					
所属所コード *	51X51	彩の国中学校			
職員番号 *					
支給開始年月日		支給終了年月日			
年 月 日		年 月 日			
*支給開始年月日は、遡及する場合のみ入力する					
扶養手当			住居手当		
配偶者	父母等	子	特定期間にある子	区分	家賃額
0 支給しない 1 支給する(10,000円) X 支給しない(配偶者いない1人目) Y 支給しない(配偶者いる1人目)					

別紙 2

小中学校県費事務システムの入力例

例 1 配偶者がおらず、父・母・祖母・子ども 2 人（そのうち 1 人が特定期間）を扶養している場合

給与修正報告 1、4（給与基本報告 2）

所属所コード *	51X51	彩の国中学校
職員番号 *	990101	埼玉 太郎

支給開始年月日	支給終了年月日
年 月 日	年 月 日

*支給開始年月日は、遡及する場合のみ入力する

扶養手当				住居手当	
配偶者	父母等	子	特定期間にある子	区分	家賃額
X 支給しない(配偶者いない1人目)	3	2	1		

「配偶者」欄は「X 支給しない（配偶者いない 1 人目）」を選択。「父母等」の欄は父・母・祖母を扶養しているので「3」、「子」の欄は子どもを 2 人扶養しているので「2」、「特定期間にある子」の欄は、1 人が特定期間に該当しているので「1」と入力します。

例 2 扶養手当支給対象でない配偶者がいて、祖父・子ども 2 人を扶養している場合

給与修正報告 1、4（給与基本報告 2）

所属所コード *	51X51	彩の国中学校
職員番号 *	990101	埼玉 太郎

支給開始年月日	支給終了年月日
年 月 日	年 月 日

*支給開始年月日は、遡及する場合のみ入力する

扶養手当				住居手当	
配偶者	父母等	子	特定期間にある子	区分	家賃額
Y 支給しない(配偶者いる1人目)	1	2	0		

「配偶者」の欄は「Y 支給しない（配偶者いる 1 人目）」を選択。「父母等」の欄は祖父を扶養しているので「1」、「子」の欄は子どもを 2 人扶養しているので「2」、「特定期間にある子」の欄は該当がないので「0」と入力します。

例3 平成28年5月に遡及して、扶養手当の入力をする場合（平成29年4・5月報告のみ）

給与修正報告1、4（給与基本報告2）

所属所コード *	51X51	彩の国中学校
職員番号 *	990101	埼玉 太郎

支給開始年月日	支給終了年月日
平成 ▾ 28 年 ▾ 5 月 ▾ 1 日	▾ 年 ▾ 月 ▾ 日

*支給開始年月日は、遡及する場合のみ入力する

扶養手当				住居手当	
配偶者	父母等	子	特定期間にある子	区分	家賃額
1 支給する(10,000円) ▾	0	0	0	▾	

平成28年度に遡って扶養手当の報告をする場合は、まず、「支給開始年月日」の欄に遡及する年月日を入力します。例3では、配偶者と子ども1人（特定期間に該当）を扶養していた職員が、平成28年5月に遡って子どもの扶養が取り消された場合の入力例です。子どもの扶養が取り消されるので、「子」の欄と「特定期間にある子」の欄にそれぞれ「0」を入力します。遡及報告をする場合も新たな欄に従って正しい報告を入力してください。